

建設労働者・職人のための退職金制度

公共工事では元請企業が掛金を負担します

相談
したいこと



建設業退職金共済(建退共)

政府のつくった退職金制度

建退共は、建設業事業者むけに国がつくった退職金制度。建退共手帳に労働者・職人が働いた日数分の証紙(1日=310円)が貼られ、証紙の枚数に応じて退職金を受けとる仕組みです。(2021年10月からは320円)

元請企業が掛け金を負担し証紙を購入・貼付、また、事業主が従業員のために証紙を購入し退職金を積み立てることもできます。

証紙貼付方式には手帳が必要です

証紙を貼るには、建退共手帳が必要です。手帳は、建退共に参加(契約者は事業主・親方)すると交付されます。

元請企業が掛け金を負担

建退共制度は、もともと公共工事・民間工事の区別はありません。元請ゼネコン団体(日本建設業連合会)も促進しており、最近では、請求すれば、公共工事のみならず民間工事でも証紙を貼る企業が増えています。

電子申請方式がスタート

現行の証紙貼付方式の他に、2021年3月から電子申請方式が追加されます(予め購入した退職金ポイントを就労日数に応じて掛金として充当)。詳しいことは、組合にお問い合わせ下さい。

証紙を請求

現場や元請により、建退共の申請方法は違います。現場所長・監督、所属の事業主に相談しましょう。

◀これが1日分(310円)の建退共証紙です。この証紙を手帳に貼っていきます。



一人親方も退職金が支払われます

個人でも任意で加入できます

町場や一人親方も自分で掛け金を払うことで、退職金が支給されます(月々の掛け金は、310円×25日の場合7,750円)。

「長期にかける老後の備え」には最適な退職金制度です。

加入するには

事業主・親方が、労働者・職人のために掛け金を払う「事務組合」方式と、一人親方が自分で掛け金を払う「任意組合」方式があります。組合にご相談下さい。

加入すると

初めての手帳には、50日分の掛け金が免除されます。加入した事業所は、公共工事では工事代金への掛金(証紙代金)積算、経営審査事項・入札参加資格への評価加点、また、事業所が払い込む掛金(共済証紙代)は、法人の場合は損金、個人事業の場合は必要経費として全額損金になります。

掛金、運用利回りについて

2021年10月から運用利回り1.3%、掛金日額320円になります。(1か月21日の場合の退職金例:30年・約300万円、40年約426万円〈試算額〉)

※2021年9月までの掛金積立分には、運用利回り3.0%が適用されます。まずは、組合にご相談を。

